

## 頻発する米軍機事故に対する意見書

県内では、4月に引き続き米軍機の事故が連続して発生している。報道によると、(1)7月31日午後3時ごろ、米軍嘉手納基地駐機場で同基地所属のF-15戦闘機がエンジン始動の際に1個のエンジンから出火。(2)8月1日午前11時ごろ、同じくF-15戦闘機のエンジン・テールパイプに燃料が付着しそれに引火。(3)8月2日午前8時ごろ、宜野座村松田の海岸に普天間基地所属のCH53ヘリコプターが不時着。(4)8月7日午前10時ごろ、普天間基地所属のUH1Nヘリコプターが嘉手納基地を離陸直後、操縦に何らかのトラブルが生じ同基地に不時着。

さらに、(5)8月9日には、立て続けに米軍機3機が嘉手納基地に緊急着陸した。一機目は、10時42分ごろ、米海兵隊岩国基地から飛来してきたFA-18ホーネット戦闘機がエンジン一基を停止した状態で緊急着陸。二機目は、10時50分ごろ、アラスカ州エレメンドルフ空軍基地所属のC130輸送機が緊急着陸。三機目は、午後零時30分ごろ、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が油圧システムのトラブルと見られる事故により緊急着陸。

このような米軍機事故の頻発は、きわめて異常であり断じて看過できるものではない。本町議会は4月の一連の米軍機事故に対して厳重に抗議し、原因究明と結果の公表、再発防止を要求してきた。しかし、それがなされないまま、再び事故が連続して発生していることに怒りをもって断固抗議するものである。

米軍は8月9日の3件の緊急着陸を「予防着陸」と称し「事故」とは認識していなかったとのことである。しかし、これは「事故隠し」というべきである。「予防着陸」であれ航空隊の異常によるものはすべて「事故」と認識し、関係市町村および沖縄県に速やかに通報すべきである。

密集した民間地域上空を飛行する米軍機が、万一墜落するようなことがあれば、一大惨事になることは必至である。それゆえに飛行前の徹底的な検査によって航空機の100%の安全性を確認し、熟練した乗員による操縦でなければ飛行許可すべきではない。同時多発テロ事件以来、嘉手納飛行場ではこの安全性が軽視され、各種訓練場として使用されている。このような現状は決して容認できるものではない。

よって、北谷町議会は住民の生命・財産を守る立場から、頻発する米軍機事故に対し関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項に速やかに対処するよう強く要求する。

### 記

- 1 事故を速やかに通報すること。

- 2 事故原因を徹底的に究明し、その結果を公表すること。
  - 3 再発防止を徹底すること。
  - 4 米軍機の民間地域での低空飛行を即時中止すること。
  - 5 嘉手納基地での各種飛行訓練を即時中止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2002年 8月20日  
沖縄県中頭郡北谷町議会